

社会福祉法人宏仁会
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が安心して仕事と家庭を両立しながら、その能力を最大限に発揮できるよう、職場環境を整備するとともに、職員が制度を利用しやすい環境を目指し、以下の取り組みを計画します。

1. 計画期間

令和5年10月1日 ～ 令和7年9月30日

2. 目標

目標 1: 育児休業に関する規定について、男性・女性を問わず利用しやすいように、職員の育児休業時における待遇および育児休業後の労働条件等の詳細の事項を周知し育児休業の取得を促進します。

対策 管理職や職員に対し職員研修を通じて制度を周知させる。
職員面談や研修を通じて制度利用について促していく。

目標 2: 所定外労働時間について前年度実績3%の削減を目指します。

対策 管理職に対して、業務改善に関する研修を実施する。
所定外労働時間を削減する意識の周知・啓発を行う。
各部署に応じた所定外労働時間削減の努力を管理者に義務付ける。

目標 3: 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

対策 業務の効率化が図れるような支援体制を整える。
各部署における年次有給休暇取得状況を調査し、有給取得の促進を行う。
有給残 5 日以上の職員に計画的付与の実施。